

○国立大学法人埼玉大学研究機構オープンイノベーションセンター 高度技術研修規程

〔平成16年4月1日
規則第 83号〕

改正 平成17. 1. 1 16規則189 平成18. 6. 8 18規則113
平成20. 8. 7 20規則81 平成24. 9. 25 24規則35
平成26. 3. 28 25規則58 平成29. 3. 28 28規則37
令和4. 3. 17 3規則41

(趣旨)

第1条 この規程は、オープンイノベーションセンター（以下「センター」という。）が開設する高度技術研修（以下「研修」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 研修は、民間機関等の技術者及び研究者に対し高度な専門的技術を修得させるとともに、創造性及び先見性に富む人材の育成に寄与することを目的とする。

(課程及び募集人員)

第3条 研修の課程及び募集人員は、センター運営委員会の議を経て、別に定める。

(講習料)

第4条 講習料は、受講の申請を受理するときに徴収し、既納の講習料は還付しない。

2 講習料の額は、別に定める。

(修了証書)

第5条 研修において、所定の課程を修了した者には、修了証書を授与する。

(事務)

第6条 研修に関する事務は、研究・連携推進部産学官連携・ダイバーシティ推進課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17. 1. 1 16規則189）

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成18. 6. 8 18規則113）

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成20. 8. 7 20規則81）

この規程は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成24. 9. 25 24規則35）

この規程は、平成24年9月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成26. 3. 28 25規則58）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29. 3. 28 28規則37）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4. 3. 17 3規則41）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。